

京都市告示第435号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定します。

平成23年2月25日

京都市長 門川大作

1 指定する道路の路線名及び区間

(1) 道路の種類 府道

路線名	区間
南インター竹田線	伏見区竹田西内畑町12番地地先から 同区竹田真幡木町27番地の2地先まで
中山稻荷線	伏見区竹田向代町131番地の2地先から 同町138番地の1地先まで

(2) 道路の種類 市道

路線名	区間
丹波橋通	伏見区毛利町158番地地先から 同区北寝小屋町29番地地先まで
油小路通	伏見区竹田向代町136番地地先から 同町200番地の7地先まで
	伏見区竹田真幡木町50番地地先から 同区下鳥羽東芹川町85番地地先まで
下鳥羽経115号線	伏見区治部町101番地地先から 同区下鳥羽浄春ヶ前町135番地地先まで
竹田経89号線	伏見区竹田向代町25番地の6地先から 同区竹田真幡木町32番地の1地先まで

2 指定する期日 平成23年4月1日

(建設局土木管理部道路明示課)